P-106

病児保育室の役割　～育児困難、虐待懸念のある母親の支援を通して～

原田　圭子[1)]、山口　留依[1)]、内山三由紀[1)]、宮崎　明代[1)]、坂下　郷美[1)]、番匠　奈美[1)]、米村　真澄[1,2)]、寺山　恵実[1,2)]、長山二三四[1,2)]、山宮　麻里[1,2)]、山田　優子[1,2)]

[1)]健生病児保育室　ほっとルーム、
[2)]公益社団法人石川勤労者医療協会　健生クリニック

【目的】母親の育児困難虐待懸念があり、行政機関と連絡を取りながら母親の環境が落ち着くまで保育看護を継続した事例を経験した。そのことから病児保育室は、子どもが病気等の時に親の就労の継続性を確保するためだけでなく、育児困難を抱える保護者の緊急的支援としての役割も担えることを報告する。
【方法】外来の電子カルテの記録、A保育室の個別保育支援計画書の記録から考察する。
【倫理的配慮】発表にあたり対象者に研究目的、方法、参加は自由意志で拒否による不利益はないこと、及び個人情報の保護について文書と口頭で説明を行い書面にて同意を得た。また発表に関して施設長から承認を得た。
【事例報告】・男児、１歳代。母親（10代）とその両親と同居。・利用期間：202○年△月□日～202○年◎月◇日（計18日間）
両親とトラブルがあり家を飛び出し、A病児保育室に近い知人B宅に転がり込む。Bが幼いときにA病児保育室の利用経験あり、本児が手足口病に罹患した際にA保育室を紹介、利用に至る。
・保育室入室前日　小児科受診時、母親はかなり疲れた様子で金銭的困窮を訴える。バスで通園している。翌日から病児保育の利用を希望。この時点で小児科医師から育児困難、虐待懸念の相談あり。
・入室初日　知人Bが付き添い来室。母親は細かく説明しないと書類の記入が出来ない。病児保育室の保育料は免除と連絡あり。お迎えはB。保育士が母親の様子を尋ねると「本児の世話をしない」など話す。
・入室２日目　保健センターの担当保健師に電話連絡。以前から行政機関と関わりあるが、母親からの相談はない。保育士が、母親の了承が得られたら環境が整うまで病児保育室に入室してもらってもいいか保健師に確認し了承を得る。母親も保育園が遠方のため病児保育室の利用を希望。
・入室３日目以降　お迎え時に母親の調子がよさそうな時は、子育ての悩みなどを話すようになる。本児も保育室に慣れ落ち着いて過ごす。入室中の２次感染はなかった。
【考察】小児科との連携により早急に支援が出来た事例と思われる。母親の状況をアセスメントし行政機関と連絡を取りながら早急に支援を行なえたことが、現状の困難の軽減につながったと考えられる。
【結論】病児保育室は就労支援だけでなくさまざまな困難を抱える保護者の緊急的支援としての役割も担うことが出来ると思われる。

Presented by Medical*Online